

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 6 月 22 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆特別法人税の課税停止措置期限の延長について◆

特別法人税の課税停止措置期限が平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日に延長されました。

本日、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議にて可決、成立し、これにより、租税特別措置法第 68 条の 4 が改正されたことによります。

租税特別措置法（改正後）

第 68 条の 4 法人税法第 84 条第 1 項に規定する退職年金業務等（同法附則第 20 条第 2 項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成 11 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第 8 条又は第 10 条の 2 及び同法附則第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

（注）下線部分が今回改正された部分

以上

